

第18号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年3月29日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第三号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

（出生サポート休暇）

第十七条の二 出生サポート休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 出生サポート休暇は、一会计年度において、日又は時間を単位として、五日（体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあつては、十日）以内で承認する。ただし、出生サポート休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員並びに二曆日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた職員の出生サポート休暇は、一時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、出生サポート休暇の請求があつた場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 一時間を単位として承認された出生サポート休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員並びに二曆日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた職員にあつては、前項ただし書の規定により時間数を単位として承認された出生サポート休暇を含む。）を日に換算する場合は、七時間四十五分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の

一日当たりの平均勤務時間（五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間））をもつて一日とする。

5 委員会は、出生サポート休暇を承認するときは、不妊治療に係る通院等をすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

第三十二条の二中「第十八条」を「第十七条の二」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第十五条の二に規定する出生サポート休暇に係る申請その他の必要な準備については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年教育委員会規則第十五号）新旧対照表

改正後（索引）	現行
(出生サポート休暇)	(新設)
第十七条の二 出生サポート休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。	(新設)
2 出生サポート休暇は、会計年度において、日又は時間を単位として、五日（体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあつては、十日）以内で承認する。ただし、出生サポート休暇の残日数の全額を使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全額を承認することができる。	(新設)
3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員並びに二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた職員の出生サポート休暇は、一時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、出生ササポート休暇の請求があつた場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。	(新設)
4 一時間を単位として承認された出生ササポート休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員並びに二暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた職員にあつては、前項ただし書の規定により時間数を単位と	(新設)

して承認された出生サポート休暇を含む。) を日に換算する場合は、
七時間四十五分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員に
あつては、その者の一日前たりの平均勤務時間(五分未満の端数があ
るときは、これは、これを切り上げて五分単位にした時間))をもつて一日と
する。

5 委員会は、出生サポート休暇を承認するときは、不妊治療に係る通
院等をすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

(略)

(再任用職員等に関する特別休暇等の特例)

第三十二条の二 再任用職員等が、第十六条、第十七条の二から第二十
一条まで、第二十三条から第二十八条まで及び第二十九条の二から第三十
十条の二までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこ
れらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに
取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたと
きも、同様とする。

(略)

付 則(令和四年三月●日文教委規則第三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定
は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条

(略)

(新設)(新設)

(再任用職員等に関する特別休暇等の特例)
(略)

第三十二条の二 再任用職員等が、第十六条、第十八条から第二十条ま
で、第二十三条から第二十八条まで及び第二十九条の二から第三十
十条の二までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこ
れらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに
取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたとき
も、同様とする。

(略)

(新設)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定
は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条

(案)

例施行規則第十五条の二に規定する出生サポート休暇に係る申請その他の必要な準備については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

